# B'z事務所通信

発行:びいず社労士FP事務所

〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-2

TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp

発行日:2013年1月1日 通巻 42号

January 2013

## 改正労働契約法の解説②

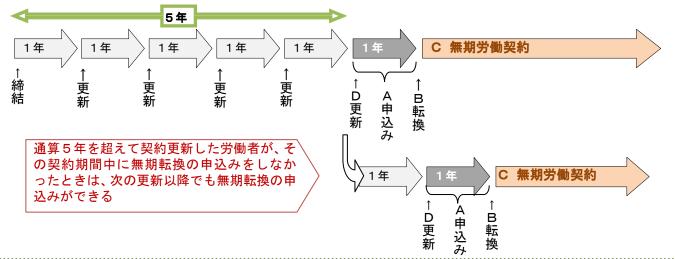
## 無期労働契約への転換

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。 この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられましたが、今 月は、そのうち「無期労働契約への転換」を解説します。



#### ◆◆ 2 無期労働契約への転換 ◆◆◆

有期労働契約(期間を決めた契約)が何度も更新され、契約期間の通算が5年を超えた労働者が希望した場合、使用者はその労働者との契約を「無期労働契約」に転換しなければならなくなりました。



- A:申込み…現在の有期労働契約期間中に、通算契約期間が5年を超える場合、労働者は、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。
- B:転換…Aの申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からとなります。
- C:無期労働契約…無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など) は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。
- D: 更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ 労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。



★今回紹介した「無期労働契約への転換」は、新たな3つのルールのうち、最も重要といえるでしょう。施行日(平成25年4月1日)以後に開始する有期労働契約が5年のカウントの対象となりますから、実際に転換が生じるのは5年先のことですが、今から内容を理解しておくことは大切です。

なお、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間(同一使用者の下で働いていない期間)が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めないこととされています (これをクーリングといいます)。来月号では、このクーリングについて解説します。

## 「65歳までの継続雇用」に賛成? 反対?

#### ◆賛成派 36.6%、反対派 30.6%

株式会社インテリジェンスが運営する転職サービス「DODA (デューダ)」が、65 歳までの継続雇用への賛否等に関して行った意識調査 (25~39 歳のビジネスパーソン 5,000 人が対象) によると、「望ましい」と回答した人が 36.6%、「望ましくない」と回答した人が 30.6%となったそうです。

#### ◆賛成・反対それぞれの理由は?

賛成派・反対派の主な理由は、次の通りでした。

#### 【賛成派の理由】

- ・仕事が好き…60歳はまだまだ元気に働ける、働くことで毎日が充実する。
- ・収入源が確保できる…年金受給開始年齢の引上げに よる無収入期間の発生や、晩婚化による 60 歳以降 も必要となる養育費など、金銭面の不安を解消できる。
- ・高齢者も戦力になる…ベテランの知識や労働力を高く評価し、社会や企業で活かすべき。

#### 【反対派の理由】

- ・高齢者の雇用を確保することで、若者の雇用・待遇に影響が出る。
- ・高齢者の雇用を確保すれば、若年層の雇用や給料が減少する。
- ・上のポストが詰まることで、若手が昇進・成長する 機会が減り、次世代を担う人材が育ちにくくなる。

#### ◆何歳まで働きたいか?

また、「何歳まで働きたいか」という質問について、最も多かった回答は「60歳」の33.1%、次いで「65歳」(26.7%)でした。「60歳」と回答した人の理由は、「体が健康なうちに、趣味やボランティアなど幅広い活動をしてみたい」、「家族で過ごす時間をなるべく多く持ちたい」、「60歳を超えて働くのは体力的・能力的に厳しく、若い世代にも迷惑がかかる」などでした。一方、「65歳」と回答した人の理由は、「住宅ローンや養育費等で65歳までは働く必要がある」、「年金受給年齢までは収入源をなくすわけにいかない」、「仕事が好きなので生涯現役で頑張りたい、なるべく長く社会と関わり、社会貢献することで生き甲斐を感じたい」などでした。

この調査結果から、60 歳以上の働き方や仕事内容 については、個々の健康状態や能力、家庭事情に合わ せた希望等に応じて選択できることが望まれている と言えそうです。

## 仕事への「エンゲイジメント」に関する意識は?

## ◆8割以上が「仕事への『エンゲイジメント』の向 上は組織に必要」

人事労務の役職者と一般のビジネスパーソンに対して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが今年10月に実施した「仕事へのエンゲイジメントに関する調査」によると、人事・労務役職者、ビジネスパーソンともに8割以上が、「『エンゲイジメント』の向上は組織にとって必要だ」と答えていることがわかりました。

#### **◆『エンゲイジメント』とは?**

『エンゲイジメント』とは「ワーク・エンゲイジメント」といい、従業員の心の健康度を示す概念の1つで、「個人がポジティブな感情を持って、仕事に対して自主的・精力的に取り組んでいる状態」と定義されています。オランダ・ユトレヒト大学のシャウフェリ教授によって、「バーンアウト」(燃え尽き症候群)の対概念として提唱されたもので、ワーク・エンゲイジメントの高い人は、「意欲と活力にあふれ、仕事に積極的に取り組む」という特徴を示すそうです。従業員に高い生産性を求める企業側としては、そのような従業員の増加を望むことでしょう。

#### ◆ワーク・エンゲイジメント向上のために重視する点

同調査において、従業員のワーク・エンゲイジメント向上に重要だと思う項目について、人事・労務役職者、ビジネスパーソン両者の回答の上位は、次の通りでした。(人事・労務役職者=人、ビジネスパーソン=ビ)
②上司、部下、同僚間での信頼関係が構築されている… (人 62.8%/ビ 50.8%)

- ◎コミュニケーションがとりやすい、円滑である…(人 60.2%/ビ 46.0%)
- ◎会社の方針(ビジョン・事業内容)が共有されている…(人53.4%/ビ34.6%)
- ◎仕事の成果を、正当に評価してもらえる… (人 37.5%/ビ 40.1%)
- ◎雇用の安定性がある… (人 28.8%/ビ 27.2%)
- ◎メンタルヘルス対策に取り組んでいる…(人22.7%/ビ21.4%)

両者間でいくつかのギャップが見られますが、従業 員が重視する項目を適切に捉えたうえで企業の人 事・労務体制を整備していくことが、必要になってく るでしょう。

## 「副業」を検討している人はどの程度いるか?

#### ◆4割以上が「副業を開始」「副業を検討」

給料やボーナスの伸び悩みで、副収入を得たいと考えている人が増加しているようです。日本経済新聞社の「日経生活モニター」に登録した読者へのアンケート調査で、副業を始めた人と検討している人が合わせて43%に達したことがわかりました。

#### ◆1割の人は「すでに始めている」

約1,000人が回答した「今冬のボーナスと副収入」をテーマに実施された上記の調査によると、「始めるべきか考えることがある」が18%、「始めたいが条件に合う仕事が見つからない」が12%、「すでに始めている」が10%、「近く始めるつもりだ」が3%となり、合計すると43%が副業を始めている、あるいは副業を行う意欲を持っているとの結果が出ています。

#### ◆副業を考える理由は?

副業を考える理由については、次のような回答結果 となりました。

- ・「生活費を稼ぐ」(48%)
- ・「生活に余裕が欲しい」(41%)
- 「自分の小遣いを捻出する」(34%)
- ・「老後資金を貯蓄したい」(33%)

「年金だけでは老後の家計を維持できない不安がある」、「自由に使えるお金が減ったため、その補填が目的」など、老後への備えや生活の維持などの理由が目立っています。

希望する収入額は「5万円未満」が 54%で、希望する副業は「単発のアルバイト」、「家庭教師、コンサルタント」などが多かったようですが、反面、「会社に知られたくない」人も多く、本業の勤め先で「会社で副業が禁止されている」との回答は 47%に達しました。

また、今冬のボーナスについては、支給額が「減り そう」との回答が昨冬に比べ7ポイント上昇して 48%になり、「耐久消費財などの買い物」、「旅行・レ ジャー費用」を抑える一方、「貯蓄」、「生活費の補填 など」に回す傾向が強まっていることもわかりました。

## 精神障害者の雇用を検討する企業が増加

#### ◆障害者の法定雇用率が引上げに

企業が達成しなければならない障害者の法定雇用率(従業員に占める障害者の割合)は、一般企業については現在「1.8%」ですが、これが平成 25 年 4 月から「2.0%」へ引き上げられます。未達成企業は、不足する 1 人分当たり 5 万円を国に納付しなければなりません。

また、すでに障害者を雇用する企業については、障害者の雇用に関する状況の報告が毎年 1 回必要ですが、その義務が課される企業規模も変更されます。現行の労働者数「56人以上」から「50人以上」となりますので、該当する企業は注意が必要です。

#### ◆精神障害者の雇用義務付けも検討

また、厚生労働省では「精神障害者の雇用義務付け」についての議論が行われています。

現行の法定雇用率は、身体障害者と知的障害者だけ を算定の根拠にしていますが、新たに精神障害者の雇 用義務付けがなされると算定の仕方が変わり、雇用率 が引き上げられる可能性もあります。

#### ◆障害者雇用を経営に生かす

こうした制度改正への対応も含めて、障害者を積極 的に雇用し、経営に生かそうとする動きも出てきてい ます。スーパーでは開店前の清掃や品出し等で働いて もらったり、資本のある企業では、特例子会社を設立 したりするところもあるそうです。

現在、人材紹介会社には求人依頼が殺到しており、 対応の早い企業では、優秀な技能を持つ精神障害者を 獲得しようと動き出しています。

精神障害には様々な種類や症状の程度があります。 「精神障害者」といっても、接客のような仕事には向 かないけれども、コンピュータのプログラミング能力 が非常に優れているなど、企業が適材適所で雇用すれ ば貴重な戦力となる方も多くいるのが事実です。

#### ◆社内体制の整備が不可欠

急速な高齢化の進む中、今後の雇用戦略を考えるうえでは、こうした積極的な障害者雇用も検討してみる必要があるようです。ただ、精神障害者の約 40%が採用後6カ月未満で退職しているという厚生労働省の調査結果もあります。障害者の採用と労務管理については、企業の体制整備が不可欠でしょう。

### トピックス

## 雇用促進税制を利用しませんか?

従業員を新たに雇うと税制が優遇される「雇用促進税制」をご存知ですか?

あらかじめ「雇用促進計画」を事業年度開始後2か月以内にハローワークに提出する等の手続をすると、 従業員数の増加1人あたり20万円の税額控除が受けられる制度です。

#### 制度概要

**平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる**いずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)\*1において、

- ●雇用者増加数が5人以上(中小企業の場合は2人以上)
- ●一定の方法で算定した雇用増加割合\*2が10%以上 等

の要件を満たす企業は、**雇用増加数1人当たり20万円の税額控除**\*3が受けられます。

- \*1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
- \*2 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷前事業年度末日の雇用者総数
- \*3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

#### 対象事業主

- ●青色申告書を提出する事業主であること
- ●適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ●適用年度に雇用者(雇用保険の一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ●適用年度における給与等の支給額が、一定額以上であること 等



#### 手続き

- 1. 事業年度開始後2か月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出します。
- 2. 事業年度終了後2か月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めます。確認を求めてから返送まで約2週間( $4\sim5$ 月は1か月程度)かかりますので、確定申告期限に間に合うように注意しましょう。
- 3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。

期間限定のお得な制度です。条件を満たすようでしたら、ぜひ活用をご検討ください。雇用保険の助成金とは独立した制度ですので、助成金を受けていても利用可能です。目標未達でも罰則はありません。

## お仕事 カレンダ-

- 1/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で かつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
  - ●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税 額の納付

#### 1/10 又は 1/20

- ●源泉所得税の特例納付(7月~12月分)
- 1/31 ●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の 支払
  - ●労働保険料の納付(延納第3期分)

- 1/31●労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 10 月~12 月の労災事故について報告)
  - 税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支 払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法 定調書合計表)の提出
  - ●市区町村への給与支払報告書の提出
  - ●11 月決算法人の確定申告·5 月決算法人の 中間申告
  - ●2月·5月·8月決算法人の消費税の中間 申告

◆あとがき◆ 1 月の所得から震災復興税がかかってきますし、消費税の値上げも控えています。厳しい年になりそうです。業務の効率化、社員のマインドアップについてもサポートいたしますのでご相談ください。